

雄武町総合計画策定審議会関係規定集

- ①雄武町総合計画策定審議会条例 1
- ②雄武町総合計画策定審議会専門部会規則 3
- ③雄武町総合計画策定審議会公開要綱 5
- ④雄武町総合計画策定審議会傍聴要領 7

○雄武町総合計画策定審議会条例

昭和 45 年 9 月 29 日条例第 26 号
最終改正 平成 17 年 3 月 22 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験の有するものから町長が任命する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 6 月 28 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 16 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 3 月 22 日条例第 4 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会専門部会規則

昭和 45 年 9 月 26 日規則第 28 号
改正 平成 18 年 11 月 16 日規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和 45 年条例第 26 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会専門部会の組織運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 審議会に次の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができ、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌させるものとする。ただし、2 以上の部会に関係があると認められる事項又は分類し難い事項があるときは、会長の指定するところによる。

(1) 総務・行財政部会

行財政運営、土地利用、住民参画協働及び他の部会に属さない事項

(2) 産業建設・環境部会

産業振興、社会生活基盤、環境衛生、消防及び防災交通に関する事項

(3) 社会福祉・教育部会

保健医療、地域福祉及び教育文化に関する事項

(部会長)

第 3 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長は、部会に属する会務を掌理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が必要に応じ、会長の承認を得て招集する。

2 部会の会議については、条例第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(合同会議)

第 5 条 関係部会が意見の調整その他必要と認めたときは、会長の承認を得て合同会議を開くことができる。

2 前項の合同会議の議長は、関係部会長の協議によって定める。

(報告)

第 6 条 部会長は、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(他部会への出席)

第7条 会長、会長代理者及び部会長は、部会(部会長にあっては他の部会)に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月16日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会公開要綱

平成 18 年 11 月 30 日要綱第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和 45 年条例第 26 号)第 2 条により設置する雄武町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合は、会長が審議会に諮り、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(1) 雄武町情報公開条例(平成 13 年条例第 1 号。以下「公開条例」という。)第 10 条各号に掲げる事項に関し審議をする場合

(2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開の方法等)

第 3 条 審議会の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

(会議を傍聴できる者)

第 4 条 公開とした会議は、傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第 5 条 傍聴の定員は、定めないこととする。ただし、会場における適正人員を超える場合は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第 6 条 傍聴の手続その他傍聴については、雄武町総合計画策定審議会傍聴要領に定めるとおりとする。

(会議資料の閲覧)

第 7 条 会議を公開するにあたっては、原則として会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとし、会長が認める場合に当該資料を配付することができる。ただし、会議資料のうち公開条例第 10 条の規定により非開示とすることができる情報が記載されているものを除く。

(会議開催の事前公表)

第 8 条 会議を開催するにあたっては、会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではない。

(議事録の作成等)

第9条 審議会の議事録は、速やかに作成するものとする。

2 議事録は、委員等の氏名を記載した発言記録を原則とするが、公開条例第10条の規定に該当する場合のほか、その他原則によりがたい場合は、その内容を要約できるものとする。

(議事録及び会議資料の公開等)

第10条 公開された審議会の議事録及び会議資料は、閲覧に供することができる。

2 会議の概要は、町広報紙又は町ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会傍聴要領

平成 18 年 11 月 30 日要領第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、雄武町総合計画策定審議会公開要綱(平成 18 年要綱第 20 号)第 6 条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 審議会を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を雄武町総合計画策定審議会傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴の禁止)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器及び棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者(第 5 条ただし書きにより、会長の許可を得た者を除く。)

(4) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為はしないこと。

(4) 飲酒及び喫煙をしないこと。

(5) 傍聴中は携帯電話の電源を切ること。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他審議会の秩序を乱し、又は妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映写機等で撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて審議会事務担当職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年度 第 回雄武町総合計画策定審議会傍聴人受付簿

年 月 日

| 番 号 | 住 所 | 氏 名 |
|-----|-----|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |

